

## 寒河江市告示第8号

寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年寒河江市条例第46号）第5条の規定により、令和6年度賦課対象区域を次のとおり定める。

令和6年3月18日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

### 1 賦課対象区域の字名

#### 公共下水道事業区域

新山二丁目、中央工業団地、大字寒河江（字塩水）、大字島（字島南、島西）、大字日田（字平田、中向）、字下河原の一部

### 2 賦課対象区域の位置

別紙図面のとおり